

非常時優先業務【災害応急対策業務】

担当課等	業務名(事務分掌)	業務着手時期						
		3h	12h	1d	3d	1W	2W	1m
総務課 人事課	災害対策本部に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	総合的対策の樹立及び総合連絡調整に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	本部會議に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	部外諸機關との連絡に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	自衛隊等の出動要請に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	各種要望書等の作成に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	本部長の命令伝達に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	防災無線その他電話通信施設に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	災害時における人員の配置及び調整に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	職員の勤務に關すること。			○	→	→	→	→
	庁員の非常招集に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	部員の給食に關すること。			○	→	→	→	→
	災害現地への人員輸送に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	管内における地区情報員（嘱託員等）の設置及び災害現況の受報把握に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	気象及び災害情報の接受、収集及び各部係の連絡等に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	災害情報の収集及び記録に關すること。		○	→	→	→	→	→
	広報に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	災害写真の撮影、収集及び記録に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	交通に關すること。			○	→	→	→	→
建設課 農林整備課	輸送機関のあつ旋に關すること。				○	→	→	→
	災害箇所 の現地調査に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
消防本部	総務班との連絡調査に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	総合連絡調整に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
消防本部	消防団との連絡調整に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	災害警防及び救助活動に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	緊急避難措置に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	水防に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	死傷者及び建物等の被害調査に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	災害情報の連絡に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
企画課 財政課 税務課	災害対策予算に關すること。				○	→	→	→
	災害対策に關する経理一般に關すること。				○	→	→	→
	普通財産の災害対策及び災害調査に關すること。	○	→	→	→	→		
	台風等の暴風警報時の避難業務に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	家屋の被害程度確認（罹災証明発行）に關すること。		○	→	→	→	→	
市民課 健康ほけん課	救護所の設置に關すること。		○	→	→	→		
	医療実施状況の確認に關すること。		○	→	→			
	救護班の編成及び派遣その他り災者の応急救護に關すること。		○	→	→			
	災害用医療薬品の調達及び衛生資材に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	一般防疫に關すること。		○	→	→	→	→	→
	災害時における上下水道の衛生維持に關すること。		○	→	→	→	→	→
福祉課 長寿介護課 こども未来課	埋葬の実施状況確認に關すること。			○	→	→	→	→
	災害救助費の予算及び庶務に關すること。							○
	応急救助の種類及び方法に關すること。		○	→				
	応急救助の企画調整に關すること。		○					
	福祉施設の災害に關すること。		○	→	→	→	→	
	厚生のための資金貸付に關すること。							○
	日本赤十字社への委託に關すること。							○
	義援金品の受付配分及び輸送に關すること。							○
	台風等の暴風警報時の避難業務に關すること。		○	→	→	→		
	避難所の設置状況確認に關すること。		○	→	→	→	→	→
	被服、寝具、生活必需品の配分及び給与に關すること。		○	→	→	→	→	→
	生業資金貸与に關すること。							○
	り災者の救出状況確認に關すること。		○	→	→			
農業振興課	り災世帯及び構成人員の調査確認に關すること。			○	→	→	→	→
	ボランティア活動の支援に關すること。				○	→	→	→
	農林関係全般の被害状況調査及び庶務に關すること。	○	→	→	→	→		
	ムシロ、カマス、縄等の調査入手あつ旋に關すること。		○	→	→	→		○
	農作物の被害調査及び対策に關すること。		○	→	→	→		○
	応急用農作物の種苗補給に關すること。							○
	林野関係の被害調査及び対策に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	家畜及び家きんの被害調査及び対策に關すること。		○	→	→	→	→	→
	家畜飼料の補給に關すること。					○	→	→
	家畜伝染病予防及び防疫に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
水産課	農地及び農業用公共施設の災害調査並びに対策に關すること。				○	→	→	→
	炊出し用主食の調達及び実施状況に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	り災者に対する主食の配給に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	水産関係全般にわたる被害調査及び庶務に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	高潮対策に關すること。		○	→	→	→	→	→
	港湾の災害復旧に關すること。				○	→	→	→
観光課	水産施設の災害調査及び対策に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	漁港海岸堤防に關すること。		○	→	→	→	→	→
商工物産課	漁港の災害復旧に關すること。				○	→	→	→
	公園及び観光施設資料等の災害調査並びに対策に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	商工鉦業の災害調査及び対策に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	商工鉦関係全般の被害調査取りまとめ及び庶務に關すること。		○	→	→	→	→	→
	輸送機関のあつ旋に關すること。		○	→	→	→	→	→
建設課 都市計画課 農林整備課	炊出用物品（副食物、調味料等）物資のあつ旋及び調達に關すること。			○	→	→	→	→
	所管事項全般にわたる被害調査の取りまとめ及び庶務に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	道路及び橋梁の災害復旧に關すること。			○	→	→	→	→
	災害時における道路、橋梁の使用に關すること。							
	災害時における公有水面に關すること。							
	水防に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	河川堤防溝梁、水路及び桶管の災害復旧に關すること。							○
	海岸堤防に關すること。							○
	災害関係住宅の調査及び建設に關すること。			○	→	→	→	→
	建設物の災害防止に關すること。			○	→	→	→	→
	市有建物の災害調査及び復旧に關すること。			○	→	→	→	→
	住宅の応急修理等に關すること。					○	→	→
水道局	応急仮設住宅の設置に關すること。							○
	被害調査のとりまとめ及び庶務に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	上水道施設の災害調査及び対策に關すること。		○	→	→	→	→	→
学校教育課 教育総務課 生涯学習課	上水道施設の災害復旧に關すること。		○	→	→	→	→	→
	学校、幼稚園施設の災害調査及び対策に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	災害時における幼児・児童生徒及び授業等の措置に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	学校用教科書、その他教材のあつせん調達に關すること。				○	→	→	→
	社会教育関係施設の災害調査及び対策に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	保健体育関係施設の災害調査及び対策に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
議会事務局	学用品の必要数量及び学童数の調査に關すること。			○	→	→	→	→
	学用品の配分及び給与に關すること。					○	→	→
	議員との連絡調整に關すること。	○	→	→	→	→	→	→
	支部の庶務に關すること。	○	→	→	→	→	→	→

非常時優先業務【災害応急対策業務】

担当課等	業務名(事務分掌)	業務着手時期						
		3h	12h	1d	3d	1W	2W	1m
生月支所 地域振興課	管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	本部の指令の伝達に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	本部との連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	避難所の開設に関すること。		○	→	→	→	→	→
	防災行政無線の管理運営に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	消防団との連絡調整に関すること。		○	→	→	→	→	→
	り災証明の発行に関すること。					○	→	→
	避難所における被災者の保護及び収容に関すること。			○	→	→	→	→
	被災者の支援に関すること。			○	→	→	→	→
	食品衛生に関すること。					○	→	→
	埋火葬に関すること。			○	→	→	→	→
	廃棄物の処理に関すること。					○	→	→
	市民の相談に関すること。				○	→	→	→
	被災世帯の確認に関すること。				○	→	→	→
	市民の安否確認に関すること。				○	→	→	→
	災害時要援護者の保護及び避難対策に関すること。		○	→	→	→	→	→
	医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	管内の農林水産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。					○	→	→
	家畜伝染病の防疫に関すること。					○	→	→
	林地、治山施設及び林業施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	漁港施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	商工業関係の被害調査及び報告に関すること。					○	→	→
	観光施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	観光客の安全確保に関すること。			○	→	→	→	→
	道路、橋梁、河川及び水路の被害調査及び報告に関すること。			○	→	→	→	→
	緊急輸送路の確保及び交通規制に関すること。			○	→	→	→	→
	地すべり、がけ崩れ等の応急対策に関すること。					○	→	→
	水防対策に関すること。				○	→	→	→
	高潮対策に関すること。				○	→	→	→
	市有建物の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
田平支所 地域振興課	支部の庶務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。			○	→	→	→	→
	本部の指令の伝達に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	本部との連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。			○	→	→	→	→
	避難所の開設に関すること。		○	→	→	→	→	→
	防災行政無線の管理運営に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	消防団との連絡調整に関すること。			○	→	→	→	→
	り災証明の発行に関すること。					○	→	→
	避難所における被災者の保護及び収容に関すること。			○	→	→	→	→
	被災者の支援に関すること。			○	→	→	→	→
	食品衛生に関すること。					○	→	→
	埋火葬に関すること。			○	→	→	→	→
	廃棄物の処理に関すること。							○
	市民の相談に関すること。					○	→	→
	被災世帯の確認に関すること。				○	→	→	→
	市民の安否確認に関すること。				○	→	→	→
	災害時要援護者の保護及び避難対策に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。		○	→	→	→	→	→
	管内の農林水産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。					○	→	→
	家畜伝染病の防疫に関すること。					○	→	→
	林地、治山施設及び林業施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	漁港施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	商工業関係の被害調査及び報告に関すること。						○	→
	観光施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。						○	→
	観光客の安全確保に関すること。					○	→	→
	道路、橋梁、河川及び水路の被害調査及び報告に関すること。			○	→	→	→	→
	緊急輸送路の確保及び交通規制に関すること。			○	→	→	→	→
	地すべり、がけ崩れ等の応急対策に関すること。				○	→	→	→
	水防対策に関すること。				○	→	→	→
	高潮対策に関すること。				○	→	→	→
	市有建物の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
大島支所 地域振興課	支部の庶務に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	管内の被害状況調査及び応急対策に関すること。			○	→	→	→	→
	本部の指令の伝達に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	本部との連絡調整に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	職員の動員、派遣及び応援要請に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	避難所の開設に関すること。		○	→	→	→	→	→
	防災行政無線の管理運営に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	消防団との連絡調整に関すること。		○	→	→	→	→	→
	り災証明の発行に関すること。				○	→	→	→
	避難所における被災者の保護及び収容に関すること。			○	→	→	→	→
	被災者の支援に関すること。				○	→	→	→
	食品衛生に関すること。					○	→	→
	埋火葬に関すること。				○	→	→	→
	廃棄物の処理に関すること。				○	→	→	→
	市民の相談に関すること。				○	→	→	→
	被災世帯の確認に関すること。				○	→	→	→
	市民の安否確認に関すること。				○	→	→	→
	災害時要援護者の保護及び避難対策に関すること。		○	→	→	→	→	→
	医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること。	○	→	→	→	→	→	→
	管内の農林水産業の被害状況調査及び応急対策に関すること。					○	→	→
	家畜伝染病の防疫に関すること。					○	→	→
	林地、治山施設及び林業施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	漁港施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	商工業関係の被害調査及び報告に関すること。					○	→	→
	観光施設の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→
	観光客の安全確保に関すること。			○	→	→	→	→
	道路、橋梁、河川及び水路の被害調査及び報告に関すること。					○	→	→
	緊急輸送路の確保及び交通規制に関すること。				○	→	→	→
	地すべり、がけ崩れ等の応急対策に関すること。						○	→
	水防対策に関すること。				○	→	→	→
	高潮対策に関すること。				○	→	→	→
	市有建物の被害調査、報告及び応急対策に関すること。					○	→	→